債権者集会招集

平成２１年（フ）第２０８６号
大阪府八尾市泉町１丁目137番１号
破産者　大願興産株式会社
1　期日　平成24年８月29日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年７月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５５５号
大阪府八尾市泉町１丁目137番１号
破産者　株式会社クリーン・八尾
1　期日　平成24年８月29日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年７月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０１３号
大阪府八尾市泉町１丁目137番１号
破産者　有限会社大観ビル
1　期日　平成24年８月29日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年７月13日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会等の期日

平成２１年（フ）第２１２４７号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋546番地の１
破産者　株式会社平成運輸
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月29日午後３時30分
平成24年７月10日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１９号
山口県柳井市伊陸5356番地２、開始決定時の住所山口県熊毛郡平生町大字宇佐木259番地の16
破産者　金福　明広
異議申述期間　平成24年８月22日まで
平成24年７月13日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第３号
徳島市八万町大坪275番地１
清算株式会社　株式会社ケーエム運送サービス
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（ヒ）第６号
徳島市八万町大坪275番地１
清算株式会社　株式会社ダブルティエムサービス
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１号
石川県羽咋市柳田町七〇字60番地
再生債務者　株式会社ホクリク鋳鉄
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　金沢市大手町15―14　アーバンハイム大手町４階　まこと共同法律事務所　弁護士　浅野　雅幸
平成24年７月11日　金沢地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第２号
福井市八重巻町25号85番地
再生債務者　福井編織株式会社
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前９時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月10日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年10月18日から平成24年10月29日まで
福井地方裁判所民事部破産・再生係

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第５５号
東京都江戸川区北小岩５丁目１番12号
再生債務者　仲條　裕己
1　決議に付する再生計画案　平成24年６月25日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年８月28日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年８月20日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年８月14日
平成24年７月12日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２０年（再）第４号
盛岡市本町通３丁目５番８号
再生債務者　株式会社熊谷印刷
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定した後３年を経過した。
平成24年７月11日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（再）第２９５号
東京都杉並区井草３丁目22番８号
再生債務者　関東住器株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年７月11日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第４２号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目20番20号
再生債務者　仲松　幸盛
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月31日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月７日から平成24年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再イ）第５４号
埼玉県川越市大字並木43番地１　コーポレート南古谷駅前406
再生債務者　野崎　時雄
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月１日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月15日から平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第６２号
埼玉県入間市東町３丁目１番44号
再生債務者　永峯　　崇
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月１日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月15日から平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第６６号
埼玉県坂戸市大字新堀49番地22
再生債務者　大久保かしみ
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月１日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月15日から平成24年８月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第９８号
千葉県船橋市二宮２丁目17番７号
再生債務者　佐藤　和美
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月１日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月15日から平成24年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第１００号
千葉市美浜区浜田１丁目４番地　日神パレステージ海浜幕張911号
再生債務者　山下俊一朗
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月１日まで
4　一般異議申述期間　平成24年８月15日から平成24年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係